

No.2 平成24年9月

**発行: 江南市都市整備部水道課** 〒483-8018 江南市般若町中山 146番地 TEL (0587) 53-3511 FAX (0587) 53-3514 ホームページアドレス http://www.city.konan.lg.jp/suido/sd\_top.html

# 江南市水道事業 平成24年度 当初予算

水道事業は、皆様からお支払いただく水道料金を主な財源として経営しています。

今後とも経費削減などの効率的な運営を目指し、安心・安全な水を皆様にお届けできるよう努力してまいります。

#### 

《収入》

1.351

使用者の皆様から支払って いただく水道料金です

**空業外費用等** 74 (6%)

消費税などです

総保費 77 (6%) 営業活動全般に 要する費用です

業務費 78 (6%) 水道料金の徴収などに 要する費用です

ではようできます。 103 (学名) では、 103 (学

水道施設をつくるために

借りた企業債の元金を返済 するための費用です 原状及の治球費 500 (名)(30) 1,232 本源かん養及び原水 の取水並びに原水の 減菌に係る設備など の費用です

資産減耗量 897 (82%)
水道施設は使用や時間の経過により、 その価値が減少するので施設の寿命の 年数に応じて1年ずつ価値が減少する

分を費用化したものです

到知息及び

配当金等 4 (193)

預金の利息や国債の

配当金などです

#### 平成24年度の主な事業

平成24年度は予想されている大規模地震への対策として下般若配水場配水池、後飛保配水場管理棟等の耐震化補強工事を実施し、災害時緊急用の給水車を新たに導入します。

また、平成24年度から平成38年度までの15年間を計画期間として江南市の水道を取り巻く状況を分析し、目指すべき将来像を描き、その実現のための方策を定めた江南市水道ビジョンを策定します。

さらに、簡易水道組合との統合へ の準備といたしまして、基幹管路布 設工事の実施設計を行います。

# 資本的収支 水道施設を整備・拡充するための経費と財源

(単位:百万円) 分担金 60(11%) 内部留保資金等 494(80%) 新規にメーターを設置し たり、増設したときにい ただいているお金です 経費のうち現金の支出を伴わない減価償却費 や事業活動で生じた利益を積み立てたお金な ど内部に留保してあるお金です 負担金 51(0%) 固定資産 新規にメーターを **購入費等** 設置する場合で 18(893) 《収入》 近くに水道管が布 設されていないと メーターなどの 111 きに、管を延長する 固定資産を購入 するための費用 いるお金です 《支出》 事務費 27(5%) 545 水道施設の新設・ 改良のために行う 水道建設改良費 諸事務の経費です 406(75%) 老朽化した水道施設を 企業債償還金 94(17%) 新しくするための費用です

#### 用語解説

#### 収益的収支と資本的収支

地方公営企業である水道事業の予算 は、関係法令に基づき収益的収支と資 本的収支に区分し、予算の内容を明確に しています。

収益的収支は、当該年度の経常的な 営業活動に伴う損益に関する収入・支出 であり、事業活動の計画としての損益予 算です。

資本的収支は、主として将来の経営活動に備えて行う施設整備計画、企業 債償還計画のための資金予算であり、収 益的収支に属さない収入・支出のうち現 金の収支を伴うものが計上されます。

資本的収支の不足する財源については、営業活動で確保された現金支出を 伴わない減価償却費などの、内部に留 保された資金で補てんすることとなって います。

### 水質検査結果のお知らせ

水道事業では水道法第20条及び同法施行規則第15条に基づき、安心・安全な水道水が供給できるよう水 質検査計画を策定し、水質検査を実施しています。

平成 23 年度の結果はすべて良好な結果でした。ホームページではより詳細な内容をご覧いただくことがで きます。(http://www.city.konan.lg.jp/suido/sd suisitu.html)

なお、放射性物質は、文部科学省の委託により愛知県が名古屋市北区にある愛知県環境調査センター内の 蛇口で木曽川を原水とする水道水を測定し、また、愛知県は犬山浄水場を含む県内 4 浄水場の水道水におい ても測定しています。

こちらの検査結果につきましても上記ホームページでご覧になることができます。

これらの結果から、地下水と、犬山浄水場を経て供給されている水からなる江南市の水道水は、安全である と考えております。

<u> </u>											
		検査項目	水質基準	下般若系 給水栓平均値	後飛保系 給水栓平均値			検査項目	水質基準	下般若系 給水栓平均值	後飛保系 給水栓平均値
健康に関する項目	1	一般細菌	1mℓ中の集落数100以下	0	0		31	亜鉛及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	<0.01	<0.01
	2	大 腸 菌	検出されないこと	検出せず	検出せず		32	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/ℓ以下	<0.02	<0.02
	3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/ℓ以下	<0.0003	<0.0003		33	鉄及びその化合物	0.3mg/ℓ以下	<0.03	<0.03
	4	水銀及びその化合物	0.0005mg/ℓ以下	<0.00005	<0.00005		34	銅及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	<0.01	<0.01
	5	セレン及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	<0.001	<0.001		35	ナトリウム及びその化合物	200mg/ℓ以下	6.9	10.9
	6	鉛及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	<0.001	<0.001		36	マンガン及びその化合物	0.05mg/ℓ以下	<0.005	<0.005
	7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	<0.001	<0.001		37	塩化物イオン	200mg/l以下	6.7	9.8
	8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下	<0.005	<0.005		38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/ℓ以下	29	75
	9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/ℓ以下	<0.001	<0.001		39	蒸 発 残 留 物	500mg/ℓ以下	61	150
	10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	1.0	4.9	ALL	40	陰イオン界面活性剤	0.2mg/ℓ以下	<0.02	<0.02
	11	フッ素及びその化合物	0.8mg/ℓ以下	0.07	0.06		41	ジェオスミン	0.00001mg/ℓ以下	0.000001	<0.000001
	12	ホウ素及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	<0.05	<0.05		42	2- メチルイソボルネオール	0.00001mg/ℓ以下	<0.000001	<0.000001
	13	四 塩 化 炭 素	0.002mg/ℓ以下	<0.0002	<0.0002		43	非イオン界面活性剤	0.02mg/ℓ以下	<0.005	<0.005
	14	1,4-ジ オ キ サ ン	0.05mg/l以下	<0.005	<0.005	性状	44	フェノール類	0.005mg/ℓ以下	<0.0005	<0.0005
	15	シス-12-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	<0.001	<0.001	に関する	45	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	3mg/l以下	0.4	0.3
	16	ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	<0.001	<0.001			p H 値	5.8~8.6	7.0	7.0
	17	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	<0.001	<0.001	項目	47	味	異常でないこと	異常なし	異常なし
	18	トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	<0.001	<0.001		48	臭    気	異常でないこと	異常なし	異常なし
	19	ペ ン ゼ ン	0.01mg/ℓ以下	<0.001	<0.001		49	色度	5度以下	<0.5	<0.5
	20	塩 素 酸	0.6mg/ℓ以下	0.07	0.06		50	濁度	2度以下	<0.1	<0.1
	21	クロロ酢酸	0.02mg/ℓ以下	<0.002	<0.002			遊離残留塩素	0.1mg/ℓ以上	0.22	0.30
	22	クロロホルム	0.06mg/l以下	0.009	0.003						
	23	ジ ク ロ ロ 酢 酸	0.04mg/ℓ以下	<0.004	<0.004						
	24	ジプロモクロロメタン	0.1mg/ℓ以下	0.002	0.001						
	25	臭 素 酸	0.01mg/ℓ以下	<0.001	<0.001						

0.1mg/l以下

0.2mg/ l 以下

0.03mg/l以下

0.09mg/l以下

0.08mg/l以下

0.014

< 0.02

0.004

< 0.001

< 0.008

0.004

< 0.02

0.002

<0.001

< 0.008

26 総トリハロメタン

トリクロロ酢酸

プロモジクロロメタン

ブロモホルム

ホルムアルデヒド



全ての項目において、水質基準に適合しています。

### 自家発電設備の更新をしました

下般若・後飛保配水場の自家発電設備は、昭和 54 年の供用開始以来 32 年が経過し、各設備には老朽化が見られ、交換部品の入手困難などの問題が発生していたため、更新しました。

この自家発電設備は、停電した場合に稼動し、支障なく水道水を配水し続けられるように設置しています。 更新後の設備は、更新前と同じく、下般若配水場の自家発電設備が出力 500kW、容量 625kVA、後飛保配水場のものは出力 400kW、容量 500kVA で、共に 12 時間以上稼動できるようになっています。





## 健康のために水を飲みましょう

私たちが生きていくために「水」は欠くことのできない存在ですが、その摂取量が不十分であることによる健康への障害が多くの悲劇を引き起こしています。児童生徒等を中心にスポーツなどに伴う熱中症による死亡事故は後を絶ちません。また、中高年で多発する脳梗塞・心筋梗塞なども水分摂取量の不足が大きなリスク要因のひとつとなっています。これら脱水による健康障害や重大な事故などの予防には、こまめな水分補給が効果的です。

寝る前、起床時、スポーツ中及びその前後、入浴の前後、そしてのどが渇く前に水分補給を心がけることが 重要です。

#### ☆健康のための水の飲み方

のどの渇きは脱水が始まっている証拠であり、渇きを感じてから水を飲むのではなく、渇きを感じる前に水分を摂ることが大事です。水分が不足しやすい、就寝の前後、スポーツの前後・途中、入浴の前後、飲酒中あるいはその後等に水分を摂ることが重要とされており、枕元に水分をおいて就寝することも重要です。水分の摂取量は多くの方では不足気味であり、平均的には、コップの水をあと 2 杯飲めば、一日に必要な水の量を概ね確保できます。

その際、砂糖や塩分などの濃度が高いと、吸収までの時間が長くなる点に注意が必要です。また、アルコールや多量のカフェインを含む飲料は、尿の量を増やし体内の水分を排せつしてしまうので、水分補給としては 適しません。

なお、腎臓、心臓等の疾患の治療中で、医師に水分の摂取について指示されている場合は、この指示に従う必要があります。

【参考: 厚生労働省ホームページ 「健康のため水を飲もう推進運動 |

http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/nomou]

### ★水道課からのお知らせ★

### 水道料金の支払いは便利な口座振替で

市では水道料金の口座振替をおすすめしております。

口座振替は払い忘れの防止や支払いに出向く手間を省くことができるだけでなく、現金払いに比べて費用が安くすむため、水道事業の経費の削減につながります。口座振替による削減効果は次回の水道料金の見直しの際に重要な要因となりますので、ぜひ多くの方にご協力をお願いします。

申し込みは①口座番号の分かるもの②金融機関の届け出印③水道料金領収書をお持ちのうえ、市内の金融機関、郵便局で手続きしてください。

振替日は、検針月の翌月末日(休業日に当たるときは翌営業日)です。

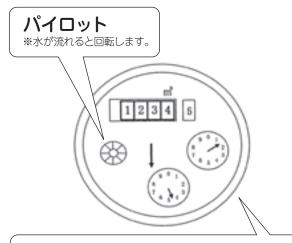
なお、すでに口座振替のお申込みをいただいている方におかれましては、振替日の残高に十分注意いただきますようよろしくお願いいたします。

# 検針にご協力ください

使用水量を把握するため、検針員が2か月に一度皆様の水道メーターを検針しております。

スムーズに検針を行うためにメーターボックスの上に物を置いたり、周辺で犬などの動物を飼わないようお願いいたします。

# 水道メーターをご確認ください



#### ~お願い~

給水装置工事事業者へ依頼する前に、水道の蛇口を全て締めていただき、まずはご自身でパイロットの確認をお願いいたします。

漏水等の早期発見のため、時々水道メーターをご確認ください。漏水の確認をするには敷地内の蛇口を全部閉めて、水道メーターのパイロットを確認します。パイロットが少しでも(ゆっくり)回っていれば、漏水している可能性があります。ただし、蛇口が全部閉まっていても、トイレのタンクに水を溜めている等、水流がある間はパイロットは止まりませんのでご注意ください。修理が必要な場合は市指定給水装置工事事業者へ依頼してください。

市指定給水装置工事事業者はホームページでご覧になれます。

(http://www.city.konan.lg.jp/suido/sd kojiten.html)

# 市水道メーター交換のお知らせ

水道メーターは「計量法」という法律で、法定使用期限(8年)が過ぎる前に交換することが義務づけられています。時期がきましたら、メーターの取り替えを行うご家庭には「水道使用水量等のお知らせ」でご案内いたしますので、ご協力をお願いいたします。なお、取り替え費用は無料です。

※メーター取り替え作業員は、腕章をし、水道メーター取替員証を携帯しています。

お問い合わせは TEL(0587)53-3511まで